



(出所)国土交通省 HP



(出所)OECD HP



(出所)文部科学省 HP



(出所)文部科学省 HP

# 政策調査レポート

令和4年(2022年)

テーマ1 ドローンの取組について

テーマ2 幼児教育について

発行:熊本市議会  
議会局政策調査課

## 目次

### 【テーマ1 ドローンの取組について】

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 はじめに .....                        | 2  |
| 2 ドローン活用のための基本的なルール.....            | 3  |
| (1) ドローンとはどのようなものか .....            | 3  |
| (2) 無人航空機の飛行ルールに関する航空法の規定.....      | 5  |
| 3 熊本市のドローン活用事例.....                 | 7  |
| (1) 熊本市消防局.....                     | 7  |
| (2) 環境局(水保全課(アジア・太平洋水サミット推進室))..... | 8  |
| (3) 農水局(農業支援課(鳥獣対策室)).....          | 9  |
| (4) 農水局(農業支援課) .....                | 10 |
| 4 さまざまなドローン活用事例 .....               | 11 |
| (1) 水稲の直播(石川県) .....                | 11 |
| (2) 高校生がドローン操縦で資格取得(茨城県大子町) .....   | 12 |
| (3) 不法投棄取り締まりにドローン(福島県郡山市) .....    | 12 |
| (4) 小学校プログラミング教育に活用(愛媛県伊予市) .....   | 13 |
| 5 まとめ.....                          | 14 |

### 【テーマ2 幼児教育について】

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 はじめに .....                          | 16 |
| 2 幼児教育とは.....                         | 16 |
| 3 幼児教育の重要性 .....                      | 17 |
| 4 幼児教育をめぐる世界の潮流.....                  | 19 |
| (1) 幼児教育の普及率の上昇と質の向上への政策的な関心の高まり..... | 19 |
| (2) 幼児教育の質を高める政策手段に関する議論 .....        | 20 |
| 5 幼児教育に関する我が国の取組 .....                | 24 |
| (1) これまでのあゆみ .....                    | 24 |
| (2) 幼児教育スタートプラン .....                 | 25 |
| (3) 幼保小の架け橋プログラムについて .....            | 27 |
| 6 おわりに.....                           | 29 |

※注釈に付したリンク先については発行時点のもの。

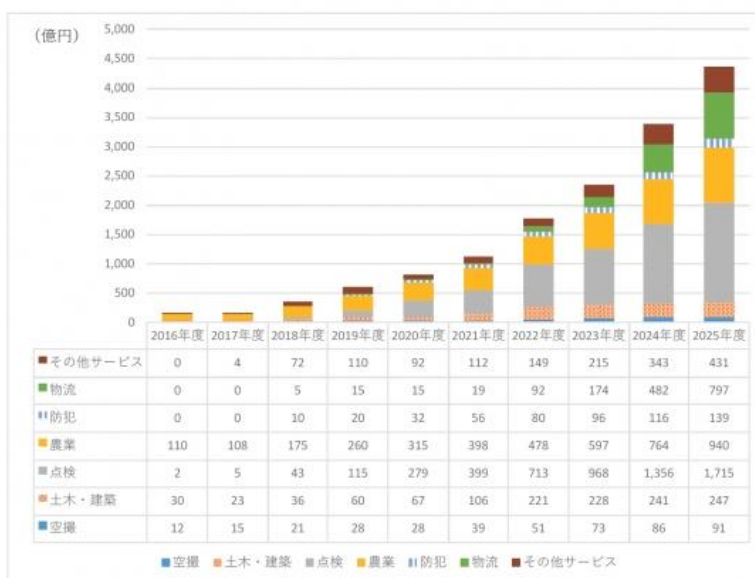
## テーマ1 ドローンの取組について

---

## 1 はじめに

遠隔操作や自動操縦により飛行させることができる無人航空機、いわゆるドローンの普及が様々な分野で見られるようになってきた。空撮、測量、災害発生時の被害調査をはじめ、近年では、スマート農業や学校教育等、新しいドローンの活用が行われている。

ドローンは、カメラやセンサーにより様々なデータの取得が可能であること、そして自動運航による作業の自動化が可能であるという特性がある。ドローンを活用すれば、これまでの作業の効率化や、危険な作業の代行など、自治体が抱える課題や業務内容にイノベーションを起こす可能性が期待される。そこで今回は、ドローンを活用するための基本的ルールや活用事例について紹介する。



【図表2】 サービス市場の分野別市場規模

出所：インプレス総合研究所作成

## 2 ドローン活用のための基本的なルール

ドローンが飛行することにより、人が乗っている航空機の安全が損なわれることや、地上の人や建物・車両などに危害が及ぶことはあってはならない。このため、航空法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 67 号)及び航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第 38 号)により、ドローンの飛行に関する基本的なルールが定められた。

熊本市では、多くの人々が訪れる公園で、他の公園利用者や建物などに危害が及ぶことがないように、ドローンの飛行に関するルールを遵守しているか確認を行っている。このため、熊本市内の都市公園(土木センター所管)におけるドローンの飛行については、申請書(申出書)の他、飛行計画書及び安全対策チェックリストの提出を求められている<sup>2</sup>。

### (1) ドローンとはどのようなものか

そもそもドローンとは、元は軍用として使用されていた無人車両や無人航空機、無人船舶など、自律的に稼働する機体全般を呼んでいた。また、名前の由来は、プロペラの音がオス蜂(drone)の飛行音である『ブーン』という羽音に似ていることと言われる。

2015 年には、航空法第 2 条第 22 項の改正により、無人航空機について、「飛行機、回転翼航空機等であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる 200g 以上の重量の機体」と定義されている。いわゆるドローン(マルチコプター)、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当する。

---

2 熊本市ホームページ「都市公園(土木センター所管)における無人航空機(ドローン)の飛行について」

(【試験運用】都市公園(土木センター所管)における無人航空機(ドローン)の飛行について / 中央区ホームページ TOP / 熊本市ホームページ (city.kumamoto.jp))

(ドローン(マルチコプター))



(ラジコン機)



(農薬散布用ヘリコプター)



マルチコプターやラジコン機等であっても、重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)200グラム未満(令和4年6月20日からは100グラム未満)のものは、無人航空機ではなく「模型航空機」に分類される。

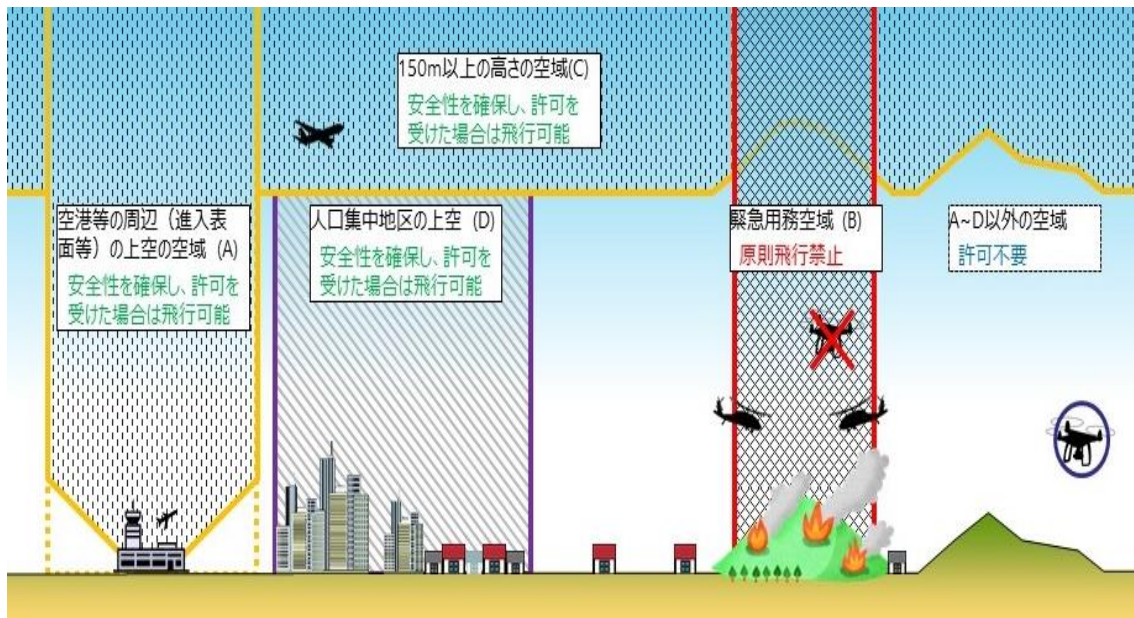
模型航空機とはゴム動力模型機、重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)200グラム未満(令和4年6月20日からは100グラム未満)マルチコプター・ラジコン機等は航空法上「模型航空機」として扱われ、無人航空機の飛行に関するルールは適用されず、空港周辺や一定の高度以上の飛行について国土交通大臣の許可等を必要とする規定(第134条の3)のみが適用される。

## (2) 無人航空機の飛行ルールに関する航空法の規定

航空法において、次のとおり、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールが定められた。これらのルールに違反した場合、50 万円以下の罰金（飲酒時の飛行は1年以下の懲役又は30 万円以下の罰金）が課される。

### ① 飛行の禁止空域<sup>3</sup>

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域として、以下の空域で無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されている。これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。（※屋内で飛行させる場合は不要。）



3 国土交通省 航空局「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf>)

## ② 飛行のルール<sup>4</sup>

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要である。

1. アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと
2. 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること
3. 航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること
4. 不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
5. 日中（日出から日没まで）に飛行させること
6. 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること（目視外飛行の例：FPV（First Person's View）、モニター監視）
7. 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離（30m）を保持して飛行させること
8. 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
9. 爆発物など危険物を輸送しないこと
10. 無人航空機から物を投下しないこと

1～10のルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の承認を受ける必要がある。

### <承認が必要となる飛行の方法>



4 国土交通省 航空局「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf>)



### 3 熊本市のドローン活用事例

#### (1) 消防局

災害時において、現场上空からの情報収集（動画、静止画、赤外線画像等の撮影）を行い、関係機関への映像伝送、その他火災調査等を実施するため、熊本市消防局では、令和元年（2019年）6月1日から2機体制で運用している。

運用要員は、主に緊急消防援助隊通信支援小隊に編成された職員を優先して養成している。

※運用要員とは「熊本市消防局無人航空機運航要領」に定めたもので、当局が保有するドローンを飛行させるには、運用要員に指名される必要がある。

運用要員に指名された職員のうち、一部の職員については、熊本県ドローン技術振興協会が実施する技能認定試験を受験し、合格したならば指導員に認定される。

※令和3年（2021年）11月30日現在 18名 うち指導員8名

#### ① 広域災害

・令和元年8月九州北部豪雨

緊急消防援助隊として佐賀県武雄市及び大町町に派遣（下記写真）



・令和2年7月豪雨

熊本県内応援隊として葦北郡芦北町、人吉市等に派遣（下記写真）



## ② 管内の災害

- ・林野火災で延焼状況及び鎮火状況の確認のために飛行（下記写真）



※その他管内の火災調査のために飛行

## ③ 訓練、警防調査等

- ・他機関との合同訓練や警防調査でも飛行実績あり

## (2) 環境局（水保全課（アジア・太平洋水サミット推進室））

### 「第4回アジア・太平洋水サミット」熊本の“水”PR動画作成

アジア太平洋地域における首脳級が一堂に会し、水問題への取組みを国家の発展のための重要な政策の一つであると認識し、各国首脳による具体的な資源動員や行動を促すことにより、水問題を解決しようとする国際会議である。国内での開催は2回目で、熊本では初開催となる。ドローン等を使用して水に関する映像作品を制作した。



4th APWS  
Kumamoto Japan 2022

4.23SAT -24SUN

Water of Kumamoto  
-A Bridge to the Future-



<https://youtu.be/UJm2KC27Crc>

### (3) 農水局（農業支援課鳥獣対策室）

#### イノシシの生息状況調査

立田山周辺の住宅地等にイノシシが頻繁に出没していることから、2022年に開催される全国都市緑化くまもとフェアのメイン会場の一つである「立田山憩の森」において効果的なイノシシの捕獲を行い、被害を未然に防止するため、赤外線カメラを搭載したドローンによる生息状況調査を実施した。

調査場所：「立田山憩の森」内お祭り広場から北側山域周辺（下記図面）



※赤線太枠内がドローン飛行調査対象区域

ドローンに搭載する可視光カメラや赤外線検知システムを利用してイノシシの生息分布の調査を行った。この調査に基づいて箱わなを設置することにより、イノシシの効果的な捕獲を目指す。

(4) 農水局(農業支援課)

令和3年度熊本市スマート農業加速化事業

農業者団体等が行う、ドローンを含むスマート農業機械の導入に対し支援を行った。

## 令和3年度 熊本市スマート農業 加速化事業

- ロボット・ICT・AI等を活用した  
スマート農業施設・機械等の導入
- スマート農業技術の導入に向けた  
調査・研修

**事業公募期間**  
令和3年(2021年)  
**4月1日(木)**  
~**4月30日(金)**




| 推進事業(ソフト)  | 整備事業(ハード)   |  |
|--|---|--|
| スマート農業推進事業   | スマート農業整備事業  | スマート農業整備事業<br>(共同利用機械)<br><small>※受益農家3戸以上</small>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>農業協同組合・農業者団体</li> <li>○補助率 1/2以内</li> <li>○補助金上限 30万円</li> <li>○事業内容<br/>スマート農業技術の導入に向けた調査研修経費<br/>(取組事例の視察、研修、講演会、検討会の開催経費等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>農業協同組合・農業者団体・<br/>認定農業者</li> <li>○補助率 1/2以内</li> <li>○補助金上限 200万円</li> <li>○事業内容<br/>スマート農業施設導入<br/>(圃場管理システム、施設園芸における環境制御装置、畜産における個体管理装置、ICTを使用した鳥獣捕獲監視システム、アシストスーツ等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>農業協同組合・農業者団体</li> <li>○補助率 1/2以内</li> <li>○補助金上限 500万円<br/><span style="color: red;">(上限金額を改正しました)</span></li> <li>○事業内容<br/>スマート農業機械の導入<br/>(リモコン式自走草刈り機、自動操舵システム、GPSガイダンスシステム等を搭載した作業機械(播種機、移植機、乗用管理機、防除機、コンバイン、ドローン等))</li> </ul> |

※「スマート農業整備事業」(スマート農業整備事業(共同利用機械))で導入する機械は、農林水産省「スマート農業技術カタログ(耕種農業・畜産)」に掲載されている技術を活用したもの、またはそれと同等と認められるものであること。  
 ○スマート農業技術カタログ(農林水産省ホームページ)  
[https://www.maff.go.jp/kanbo/smart/smart\\_agri\\_technology/smartagri\\_catalog.html](https://www.maff.go.jp/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html)  
 ※昨年本事業で実施しました「軽労働化整備事業」は、令和3年度は「熊本市夢と活力ある農業推進事業」内で実施します。  
 ※補助対象経費を同一とする取組について、「熊本市夢と活力ある農業推進事業」と重複しての応募はできません。

**● 応募方法**  
お住まいの地域の農業振興センター農業振興課または農業振興室(下記参照)に、応募書類を提出してください。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**郵送での応募**を推奨します。)  
※応募の際は、手続き等についてご案内しますので、事前に農業振興課までお電話ください。

**● 応募に関する相談・受付窓口**

**【北区・東区・中央区】にお住まいの方**  
 北東部農業振興センター農業振興課 (相談はこちら)  
 (〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238-1(北区役所内)) ☎ 096-272-1117  
 北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室  
 (〒862-0902 熊本市東区錦ヶ丘1-1(東部まちづくりセンター内)) ☎ 096-367-9137

応募書類・事業実施要綱などは、各農業振興課窓口での配布のほか、熊本市ホームページからもダウンロードできます。

**【西区・南区】にお住まいの方**  
 西南部農業振興センター農業振興課 (相談はこちら)  
 (〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7-1(西区役所内)) ☎ 096-329-1158  
 西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室  
 (〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050(城南まちづくりセンター内)) ☎ 0964-28-3115  
※河内農業振興室での受付は行いません。

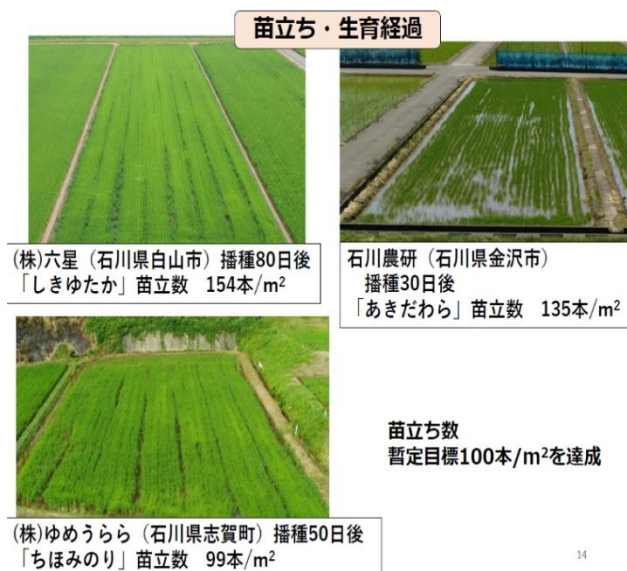
**熊本市 農業支援課**  
**(☎096-328-2384)**

## 4 他都市のドローン活用事例

### (1) 水稻の直播(石川県)

石川県ではドローンを活用して水稻の種を直線上で等間隔に直播する技術の実証実験を、2018年～2021年(3ヵ年計画)で県内の農業法人の水田で始めた。ドローンで空から種をまく取り組みは既に行われていたが、鳥などに食べられないよう土の中にしっかりと埋め込む技術の確立は全国で初めてとなり、最先端の農機開発により農家の省力化を目指す。

従来の種撒き装置は空からばら撒くだけで、地表の種が鳥に食べられたり、深く根を張らず、稲が倒れやすくなるなどの問題点があったが、今回、開発したのは、ドローンに噴出装置を取り付け、水田の大きさや飛行時間、種を撒く間隔などを装置に入力すると、規則正しく撒くことができる<sup>9</sup>。



9 石川県農林総合研究センター 農業試験場「ドローンを活用した水稻直播栽培」

([tohoku-hightech.jp](http://tohoku-hightech.jp) › file › seminar › r3\_211025\_drone1)

## (2) 高校生がドローン操縦で資格取得(茨城県大子町)

茨城県立大子清流高等学校の農林科学科森林科学コースの生徒 6 人が 2021 年 10 月 22 日、ドローン操縦士資格を取得。高校の授業で操作を学び、資格取得を行ったのは全国初の取り組みである。生徒たちは、関係者が見守る中、ホバリングや 8 の字飛行などの課題をクリアし、全員が合格した。

林業ではドローンを森林測量や苗木の運搬などに活用しており、人手不足の解消や作業の安全化・効率化につながることを期待されている<sup>10</sup>。



## (3) 不法投棄取り締まりにドローン(福島県郡山市)

福島県郡山市は、ごみの不法投棄を防止するため、ドローンを活用した監視パトロールの実施を検討している。実証実験を通じて課題を検証し、効果が見込めた場合は導入する考えて、不法投棄の早期発見につながることを期待している。

郡山市は、2022 年 1 月 19 日、不法投棄の多い市内の公共施設でドローンの有用性を検証する実験を行い、対象物の発見にかかる時間や監視方法を確認した。だが、あらかじめ用意した不法投棄物 10 個のうち、制限時間内に発見できたのは 1 個であった。今後は、モニターサイズやドローンを飛ばす高さなどについて改善点を探る<sup>11</sup>。

---

10 茨城新聞(2021 年 10 月 23 日資料)

11 時事通信社 iJAMP(2022 年 1 月 26 日資料)

#### (4) 小学校プログラミング教育に活用(愛媛県伊予市)

令和2年度から必修化された小学校プログラミング教育として伊予市立北山崎小学校がドローンを飛行させる授業を行った。ビジュアル型言語によって飛行操作をパズルのように組み合わせながら「離陸」、「着陸」、「前進」、「後進」、「時計回り」という5つの基本操作で操縦できることを学んだ<sup>11)</sup>。



---

11 文部科学省・総務省・経済産業省：小学校を中心としたプログラミング教育ポータル「学校における小学校プログラミング教育の実施レポート」(<https://miraino-manabi.mext.go.jp/content/507>)

## 5 まとめ

ドローンを使用するにあたっての基本的な運用ルールや活用事例を調査していく中で、ドローンを活用した事業は発展途上の状況であり、今回事例として紹介した各分野の取組についても、今後の発展の足掛かりとなるものであるような印象を受けた。今後は、様々な分野にドローンの活用範囲が広がりをみせることにより、機体の開発や法整備も行われていくのではないだろうか。

ドローンの特性を生かし、事業に活用することの効果や問題点を整理し、本市が抱える課題や社会問題にドローン事業がどれほど活用の幅を広げていくのか。今後の取組に注視してまいりたい。

本調査が、今後の議員の調査研究の一助になれば幸いである。



## テーマ2 幼児教育について

---

## 1 はじめに

我が国では、幼児教育や高等教育の無償化、GIGAスクール構想など、新たな時代を担う人材育成のための様々な施策が講じられているところであるが、近年、質の高い学びの基盤とながるとされる、幼児教育への関心が高まっている。そこで、本レポートでは、幼児教育について調査を行った。

## 2 幼児教育とは

文部科学省によれば、幼児とは、「小学校就学前の者」、幼児教育とは「幼児が生活するすべての場において行われる教育」の総称であり「具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念として捉えられる」とされている。

また、同省は、幼児教育の意義と役割に関して、「幼児期の発達の特性に照らした教育とは、受験などを念頭におき、専ら知識のみを獲得することを先取りするような、いわゆる早期教育とは本質的に異なる。幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、『後伸びする力』を培うことを重視している。」とし、「幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っている。また、学校教育のはじまりとして幼児教育を捉えれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの『確かな学力』や『豊かな人間性』、たくましく生きるための『健康・体力』からなる、『生きる力』の基礎を育成する役割を担っている。」としている<sup>1</sup>。

なお、就学前の子どもの成長を支援する言葉を指す用語としては、幼児教育のほか、保育やECECなど様々なものが存在し、それぞれに一定の条件下において異なる用法で用いられていることは承知しているものの、本レポートにおいては、原則として、単に「幼児教育」と表現する。

---

1 文部科学省 HP (第2節 幼児教育の意義及び役割)

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1395402.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1395402.htm))

### 3 幼児教育の重要性

平成18年に教育基本法(平成18年法律第120号)が全面改正され、幼児教育は「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として、その重要性が法律上謳われた。その後も様々な幼児教育に関する研究、議論が続けられる中、令和元年10月には幼児教育無償化がはじまり、幼児教育分野に対する公的投資が増大化したことで、その投資に見合うだけの質の高い教育が提供できているのかといった、幼児教育の質の向上を求める声も高まってきている(資料1)。

また、諸外国においては、質の高い幼児教育が、将来の本人、そして社会全体に与える影響に関する研究成果も発表されている。その代表的な研究の一つにペリー就学前計画が挙げられる。この研究では、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得のアフリカ系アメリカ人で学校教育上のリスクが高いと判定された子供たちを対象とし、その一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施した。調査の結果、幼児教育への投資は、学歴・収入の向上や生活保護受給率の抑制などにつながるということが明らかであるとされている(資料2,3)。

このように幼児教育の重要性に関する社会的認識は非常に高まってきている。

資料1

#### ～幼児教育の質の向上について(中間報告)(概要)～ (幼児教育の実践の質向上に関する検討会 令和2年5月26日)

| I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性  |  |
|---|--|
| <p>1. 幼児教育の重要性 ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり</p> <p>2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向 ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり</p> <p>3. 幼児教育の実践の質向上 ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組 ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化</p> |  |
| II 質の向上のための具体的方策  | <p>1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化</p> <p>(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善<br/>・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進<br/>・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現</p> <p>(2) 小学校教育との円滑な接続の推進<br/>・「幼児期の終わりに育てほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進<br/>・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保</p> <p>(3) 教育環境の整備<br/>・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫<br/>・耐震化等の安全・安心な環境整備</p> <p>(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援<br/>・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)</p> |
|   | <p>2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上</p> <p>◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難</p> <p>(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保<br/>・給与等の処遇や配置の改善等の推進<br/>・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援</p> <p>(2) 研修の充実等による資質の向上<br/>・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施<br/>・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保</p> <p>(3) 教職員の専門性の向上<br/>・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進</p>   |
|   | <p>3. 幼児教育の質の評価の促進</p> <p>◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要<br/>◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要</p> <p>(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施<br/>・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施</p> <p>(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善<br/>・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進<br/>・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効</p> <p>(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及<br/>・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等</p>  |
|   | <p>4. 家庭・地域における幼児教育の支援</p> <p>◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点</p> <p>(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供<br/>・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の実現</p> <p>(2) 関係機関相互の連携強化<br/>・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携</p> <p>(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進<br/>・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実</p>  |
|   | <p>5. 幼児教育を推進するための体制の構築</p> <p>◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄</p> <p>(1) 地方公共団体における体制の構築<br/>・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)<br/>・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置</p> <p>(2) 調査研究の推進<br/>・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等</p>  |
|   | <p>6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組</p> <p>・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等<br/>・園務改善のためのICT支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等<br/>・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)</p>  |

出所:幼児教育の質の向上について(中間報告)(概要)<sup>2</sup>

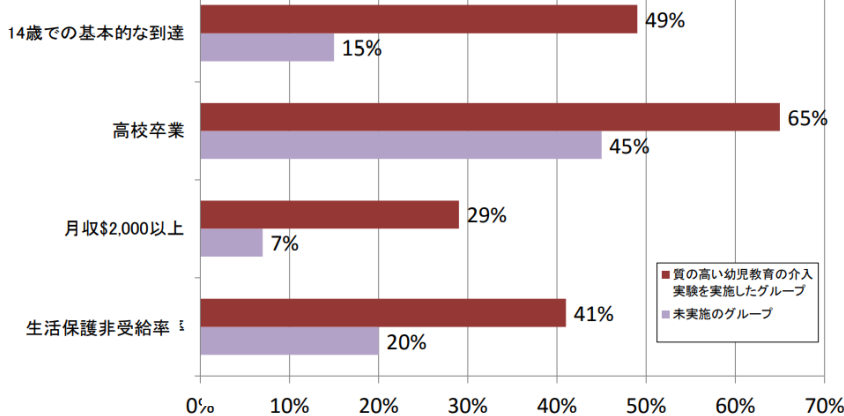
2 文部科学省 HP(幼児教育の質の向上について(中間報告))

([https://www.mext.go.jp/content/20200611-mxt\\_youji-000007862\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200611-mxt_youji-000007862_1.pdf))

資料2

### 幼児教育への投資の効果

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"  
 ※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。(ペリー就学前計画)

80

出所：中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会参考資料集<sup>3</sup>

資料3

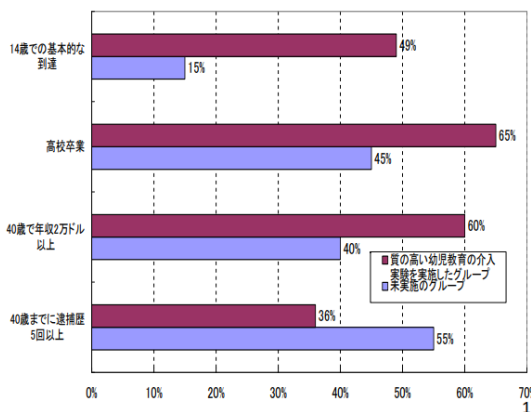
### 幼児教育の効果に関する代表的な研究成果 ～ペリー就学前計画～

- ペリー就学前計画は、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、「質の高い幼児教育プログラムに参加したグループ」と「参加しなかったグループ」を対象に、その後長期にわたり追跡調査を実施しているもの
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、その後の「学校のよい成績」「より高い収入」などにつながっているとの結果が出ている。
- OECDでも、こうした研究成果を背景に、幼児教育の重要性に関する提言がなされている。

○ 計画の概要

実施場所：米国ミシガン州イプシランティ市学校区  
 ペリー小学校付属幼稚園  
 対象者層：低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子ども（IQ70～85）  
 対象者数：123名（被験者58名vs非被験者65名）  
 （うち、調査時点で行方不明は6%。統計的有意性は確認済み。）  
 実施期間：1962～67年  
 教育内容：3～4歳児に対して、2年間（10月～5月）にわたり、環境を通して子どもの主体的な活動から学習させる「ハイスコープ」カリキュラムに基づき、下記の教育を施す。  
 ① 学校教育（平日午前2.5時間、教師1人に対して幼児5.7人）  
 ② 教師による家庭訪問（週1回1.5時間）  
 ③ 親を対象とする少人数グループミーティング（毎月）  
 実施主体：心理学者ワイカートの研究グループ（その後、ハイスコープ教育調査財団が追跡調査）  
 追跡調査：3～11歳（毎年）、14、15、19、27、40歳時点（以降継続中）

○ 40歳での主な効果



出所：幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（第1回）配布資料<sup>4</sup>

3 中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会参考資料集

([https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt\\_youji-000016944\\_17.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_youji-000016944_17.pdf))

4 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（第1回）配布資料

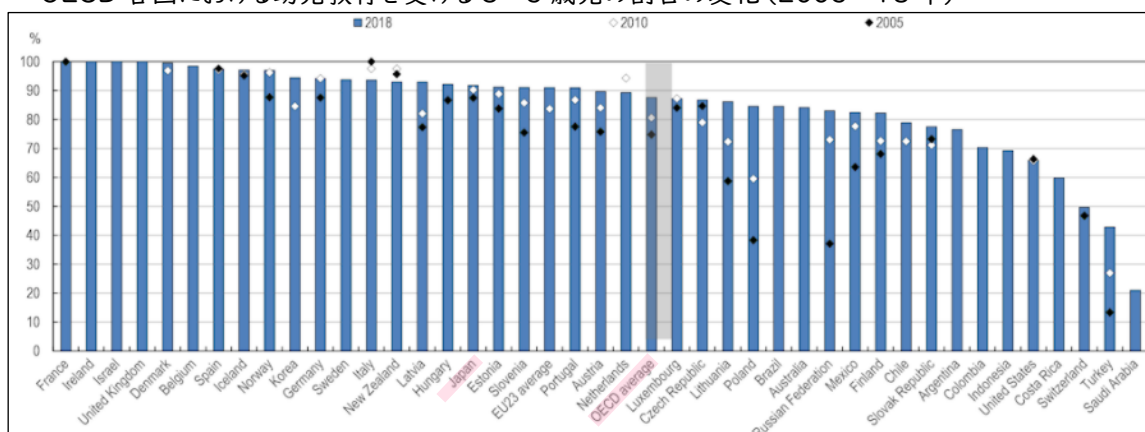
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youji/dai1/siryous3-2.pdf>)

## 4 幼児教育をめぐる世界の潮流

### (1) 幼児教育の普及率の上昇と質の向上への政策的な関心の高まり

OECD各国の乳幼児期の教育と保育を受ける3～5歳児の割合の平均値は上昇している。また、2015年に開催された国連サミットで可決されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)においても、ターゲットの一つとして、「2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。<sup>5)</sup>」ことが謳われており、また、2020年11月に開催されたG20リヤド・サミットで発出されたG20リヤド首脳宣言<sup>6)</sup>の中でも質の高い幼児教育へのアクセス等の改善が盛り込まれるなど、幼児教育の質の向上への政策的な関心は世界的にも高まっている。

OECD各国における幼児教育を受ける3～5歳児の割合の変化(2005～18年)



出所:OECD HP (Starting Strong VI<sup>7)</sup>)

5 外務省 HP (JAPAN SDGs Action Platform)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal4.html>)

6 外務省 HP (G20リヤド首脳宣言(仮訳))

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100118819.pdf>)

7 OECD HP (Starting Strong VI)

([https://www.oecd-ilibrary.org/sites/f47a06ae-en/1/3/1/index.html?itemId=/content/publication/f47a06ae-en&\\_csp\\_=dd82f616450cabbb36e84807345747f7&itemIGO=oecd&itemContentType=book](https://www.oecd-ilibrary.org/sites/f47a06ae-en/1/3/1/index.html?itemId=/content/publication/f47a06ae-en&_csp_=dd82f616450cabbb36e84807345747f7&itemIGO=oecd&itemContentType=book))

(2) 幼児教育の質を高める政策手段に関する議論 (資料4)

(OECD「Starting Strong」)

OECD(経済協力開発機構)では、乳幼児期の教育と保育(ECEC:Early Childhood Education and Care)に関する研究結果をとりまとめた報告書『Starting Strong(邦題:人生の始まりこそ力強く)』を定期的に公表している(2001年~、直近では2021.6発行)。

「Starting StrongⅢ A Quality Toolbox for Early Childhood Education and Care」(2012年OECD発表。2019年より邦訳版発行。)では、国際研究によってECECの質を高める上で効果的とされている政策手段として次の5項目が紹介されている。

① 質の目標と規制の設定

ア 明確な質の目標の設定は以下のことに役立つ。

- 1)政策的意思を強化し、優先度の高い領域に戦略的に資源を配置すること。
- 2)省庁間の議論をとりまとめ、ECECに関する政府のリーダーシップを高めること。
- 3)社会的かつ教育的な目標を共有する一貫して調和のとれた子ども中心のサービスを促進すること。
- 4)事業者へのガイダンス、実践者への方向づけ、親への明確な説明を提供すること。

イ 以下のような最低基準を満たした質の高い環境であれば、子どもたちの健康と安全を保障しうる。

- 1)ECECの提供の質を確保するため、あらゆる事業者の活動空間が公平にならされていること。
- 2)子どもの発達を促進しうる構造的な指標を通して学びとケアの条件が確保されていること。
- 3)サービスの質に関する親とのコミュニケーションと、提供された情報をもとに親が選択できるような支援があること。

② カリキュラムと学習基準のデザインと実施

・カリキュラムと学習基準があれば、子どもたちの学習と発達への刺激をより良いものにすることができる。

- 1)施設設定の違いを超えた質の平等を保障することができる。
- 2)保育者たちにとっては子どもたちの学びとウェルビーイングをいかに向上させるかの指針となる。
- 3)親たちに子どもの学びと発達がいかに図られるのかについての情報提供ができる。

・各国ともカリキュラムのデザインについてはそれぞれの手法をとっているが、カリキュラムに関する二項対立(例えば、「アカデミックなアプローチ」対「総合的なアプローチ」、「大人主導の指導」対「子ども主体の活動」)を超えて考える必要性、また個々のアプローチの付加

価値を統合していく必要がある。

- ・OECD諸国では、カリキュラムであれ学習基準であれ、3歳から義務教育までの枠組みを提示している場合がほとんどで、ますます多くの国と地域が、子どもの発達を乳幼児期からその後の年齢段階まで、たとえば8歳、10歳、18歳ぐらいまでを視野に入れた連続性について言及するようになっている。

### ③ 資格、養成・研修、労働条件の改善

#### ア 資格、養成・研修

- ・スタッフの資格・初期教育（養成）・専門性の開発（研修）などは、教育の質の向上につながっており、究極的には子どもにとってより良い成果を生む。ただし、いわゆる資格そのものが子どもの成果に影響するのではない。より良いかたちで資格を得た教職員が、質の高い教育的環境をつくるその能力こそが、子どもの成果に影響を与える。
- ・教職員の質の高さの鍵となる要素は、教職員が子どもとどのように関わっているか、どのように子どもと大人同士の、あるいは子ども同士の相互作用を促しているか、また、どのように多様な「足場づくりの方略（scaffolding strategy）を使っているかなどである。

#### イ 労働条件（職場環境）の改善

より良い条件のもとでは、教職員の仕事に対する満足度が上がり、その職場で働き続けようとする。良好な労働条件は、保育者の働き方に影響するので、子どもとの相互作用は、安定的かつ感受性豊かで刺激的なものになっていく。こうして教職員のより良い労働条件が、より良い子どもの発達へのつながっていく。

さらに、次に示すような諸条件はECECの質に影響を与える。

- 1) 子どもに対する教職員の人数比が大きく、集団規模が小さいこと。
- 2) 高い給与と充実した福利厚生
- 3) 適切な労働量とスケジュール
- 4) 離職率の高さ
- 5) 良好な物的環境
- 6) 施設管理職が有能で教職員を支えていること

### ④ 家庭と地域社会の関与

#### ア 家庭の乳幼児教育への関与

- ・保護者には子どもの教育に関わる基本的権利と義務があるとの認識が共有されるようになった。
- ・親との連携が保育者の子ども理解を促すうえでも重要
- ・親の関与（特に家庭における教育の質を高めることや保育者との密接なコミュニケーション）が、子どもの学力、高校卒業率、社会情動的な発達、社会での適応性などと強い関係性を持つ。

## イ地域社会の乳幼児教育への関与

- ・地域社会は、家庭と乳幼児教育及びその他のECECサービスとのつなぎ役であり、親のストレスを軽減させ、各家庭（特に恵まれない境遇にある家庭）にふさわしい乳幼児教育施設を選ぶ手助けをする、ソーシャルネットワークの役割を担っている。
- ・社会的結束や公的秩序を育む「環境」や「情報センター」としての役割も重要だとみなされている。

## ⑤ データ収集、調査研究、モニタリングの推進

### ア データ収集、モニタリング

- ・データ収集とモニタリングは、子どもたちが質の高いECECに対して公平なアクセラメントを出来ているかどうかについての事実や傾向、エビデンスに基づくことによって、ECECの質を高める上での強力なレバーになりうる。
- ・データ収集やモニタリングは、適切な指標を伴う的確な政策対応のあり方を分析し、決定することができ、また、親がサービスを選択する際に、情報を得て決定するのを助ける。
- ・各国は、それぞれの目的に応じて、聞き取り調査、観察、標準化テスト、ポートフォリオ、質の評定と質問紙調査などの多様なモニタリングツールを使用している。

### イ 調査研究

- ・調査研究は、政策や実践に対して情報提供するための有力なツールになりうる。
- ・ECECにおいて調査研究が担っている重要な役割は
  - 1) ECECプログラムの成否を説明すること。
  - 2) ECECに関する投資を行う際に、重点領域の優先順位を定めること。
  - 3) エビデンスを通してECECの実践に対する情報提供をすること。
- ・調査研究を進展させる上での諸課題
  - 1) ECECの効果や費用便益分析に関するさらなるエビデンスの必要性
  - 2) 研究が十分に進んでいない領域あるいは新たに関心が高まっている領域
  - 3) 研究成果の普及

「OECD 保育の質向上白書 人生の始まりこそ力強く：ECEC のツールボックス」  
(2019年、明石書店)の記述をもとに筆者が箇条書き化したもの。  
各項目の詳細については同書を参考にされたい。



## 幼児教育・保育の質に関するOECD(経済協力開発機構)の研究

### ○質の高い幼児教育の効果

・質の高い幼児教育・保育は、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、**社会情緒的スキル**などといった様々な領域の子どもの**早期発達とその後の就学後のパフォーマンスにとって有益**であることが指摘。このほか、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押し等、健康・ウェルビーイングにも効果が及ぶ。

・質の高い幼児教育・保育サービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性及び社会的統合の向上など、**子供のその後の人生における成果にもつながるというエビデンスが増加**。

### ○幼保小接続における教育(指導)の継続性の意義

・カリキュラムの一貫性や継続的な幼保小接続の取組は、**子供たちの将来の教育的・社会的成功に好影響**を与えると指摘。

・幼保小のカリキュラムに一貫性を持たせること、**幼保小の間の教育内容の理解の共有、幼保小の指導の連続性**が取り組むべき課題であると指摘。

### ○幼保小接続の取組の各国のトレンド

・幼保小接続は各国でも大きな関心事。政府の戦略や政策文書に含まれることが増加。  
・幼保小接続強化のためのカリキュラム改革や幼保小接続を容易にするための**幼児教育・保育施設の一体化の取組等**について紹介。

### ○日本の保育者の社会情緒的な実践、保護者とのコミュニケーションの充実

・日本の保育者は、**社会情緒的な要素を含む子供の発達に関する内容や学び・遊びの支援に関する内容**について、**継続的に専門性の向上を図っている割合が非常に高い**。

・日本では、**保護者とのコミュニケーションを日常的、定期的**に実施している割合がとも高く、国際的に見ても、**幼児教育・保育施設が保護者とのコミュニケーションを重視**。



<過去1年の専門性向上のための日本の保育者の活動実施割合> (%、順)

|    | 子供の発達    | 学び・遊び支援  |
|----|----------|----------|
| 日本 | 83.9 (2) | 77.2 (2) |

<保護者とのコミュニケーションの実施割合> (%、順)

|    | 非公式(毎日)  | 公式(月1以上) |
|----|----------|----------|
| 日本 | 74.7 (3) | 96.5 (1) |

出典：Starting Strong (OECD)、OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018

## OECD幼児教育・保育白書第6部について

### 概要

- ・OECD幼児教育・保育ネットワークにおいて平成29年から令和2年にかけて調査研究プロジェクト「Quality beyond Regulations」を実施し、白書として取りまとめたもの(令和3年6月公表)。
- ・増大する幼児教育・保育への需要と期待に応えることを目的として、国際比較を通じ、施設の最低基準等にとどまらない幼児教育・保育施設の多面的な「質」及びそれを向上させる政策についてより理解を深めるために実施。
- ・日本は幼稚園、保育所及び認定こども園に関する現状及び制度等について回答。

### 参加国

- ・OECD加盟国中26か国及び41地域から、120以上の異なる施設類型について、政策の実施状況が報告
- ・オーストラリア、カナダ、アイルランド、ルクセンブルグ、スイス及び日本は詳細調査に参加

### 主要な内容

- ・ほとんどの教育課程は、幼児教育・保育施設と家庭の連携の重要性に言及しているが、コミュニティに対しての言及は比較的少ない。そうした中、日本では子供が地域コミュニティと関わることの重要性が強調されるとともに地域の自然等と関わることが推奨されている。保育者が家庭及びコミュニティの重要性を理解し、両者と意思疎通できるよう、支援や研修等が求められる。
- ・発達段階に合わせたカリキュラムの基準を通じて、幼児の全体的な発達を保障すべきである。**幼児教育段階が小学校段階の学びの前倒しにならないようにしつつ、小学校段階の円滑な接続を実現**することが重要である。
- ・保育者が活動のための環境を整備し、幼児が「遊び」を通じて学ぶことが望ましい。日本では、幼児の自発的な活動を通じて教育目的を達成することとしており、カリキュラムの基準は、自発的な活動を通じて学びを促進するものとなっている。保育者が子供のニーズに応え柔軟にカリキュラムを実施することが求められている中、(施設種問わず) **全ての保育者が遊びを通じた教育実践を具現化できるよう、更なる支援が必要**である。
- ・保育者の能力開発のための時間を確保することは、3～5歳児を対象とした施設で、義務のない一般的。**能力開発は教育の質を向上させるだけでなく、「燃え尽き」やストレスを防ぎ、離職率の低下とも関連**する。特に、教育年数が短い人ほど、就職後の能力開発に参加することで恩恵を受ける。

### 質の高い幼児教育・保育を支える5領域のうちカリキュラムと教授法、人材開発に着目



図の出典：OECDウェブサイトより  
Source: Starting Strong Mapping Quality in Early Childhood Education and Care. <https://quality.oecd.org/>

## 5 幼児教育に関する我が国の取組

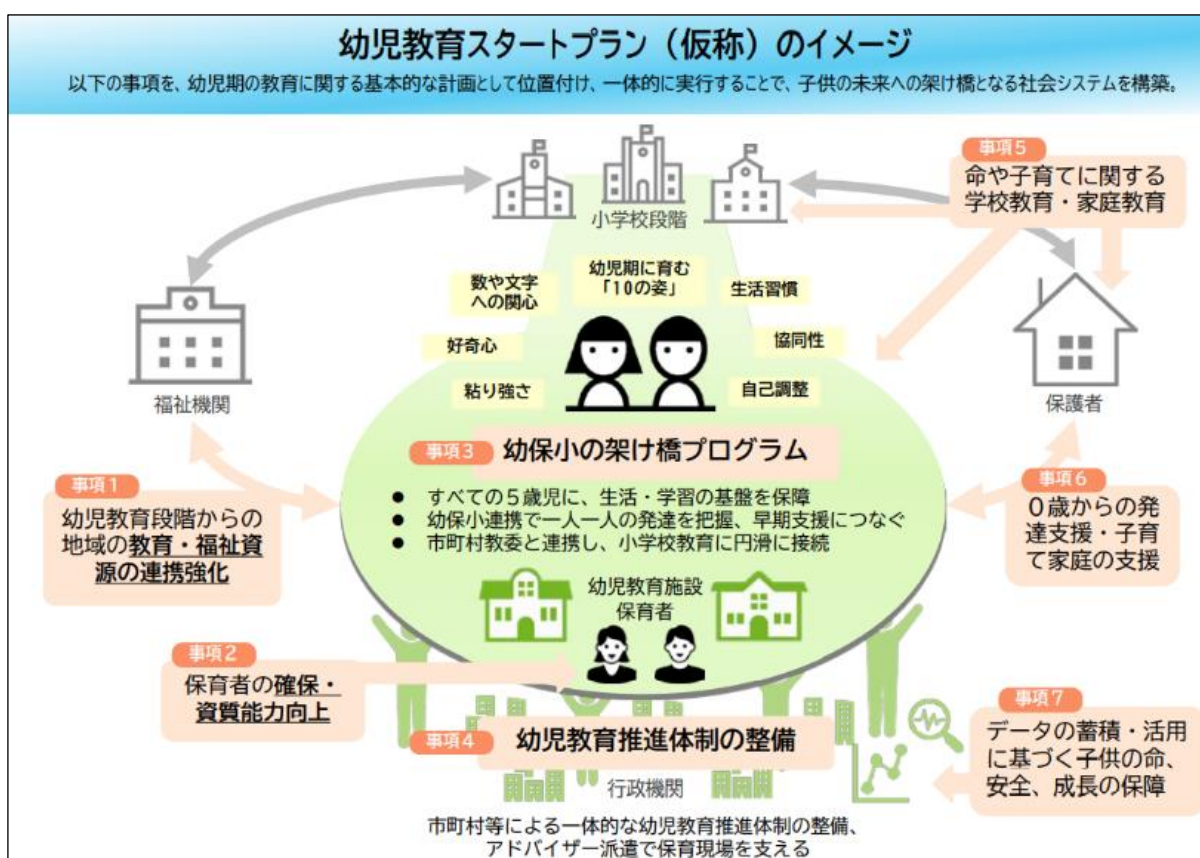
### (1) これまでのあゆみ

|              |  |
|--------------|--|
| 平成10年(1998年) | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について(答申)<br>・幼稚園教育要領改訂   |
| 平成17年(2005年) | ・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—(答申)   |
| 平成18年(2006年) | ・認定こども園制度開始<br>・幼児教育振興アクションプログラム策定(平成22年度までの方針)  |
| 平成19年(2007年) | ・教育基本法改正(幼児期の教育に関する規定の追加)  |
| 平成20年(2008年) | ・学校教育法一部改正(幼稚園の目的及び目標の見直し等)<br>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)<br>・幼稚園教育要領改訂  |
| 平成22年(2010年) | ・保育所保育指針改定(告示化)  |
| 平成26年(2014年) | ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)  |
| 平成27年(2015年) | ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定  |
| 平成28年(2016年) | ・子ども・子育て支援新制度(新たな幼保連携型認定こども園制度を含む)開始   |
| 平成29年(2017年) | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)<br>・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂(育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化等) |
| 令和元年(2019年)  | ・幼児教育・保育の無償化(平成26年度以降、段階的に無償化)   |
| 令和2年(2020年)  | ・幼児教育の質の向上について(中間報告)   |
| 令和3年(2021年)  | ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)<br>・教育再生実行会議第十二次提言<br>「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」<br>・新たな時代を担う人材育成と研究力の強化について(経済財政諮問会議)(幼児教育スタートプラン公表)  |

参考:前掲 中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会参考資料集

## (2) 幼児教育スタートプラン

2021年5月14日の令和3年第6回経済財政諮問会議において、萩生田 光一文部科学大臣（当時）は、幼児期の教育に関する基本的な計画として、幼児教育スタートプラン（仮称）のイメージを下図に公表し、「全ての子供が格差なく質の高い学びへ接続する観点では教育開始年齢の早期化が世界の潮流であり、好奇心や粘り強さなどの非認知能力を幼児期に身につける機会の提供など、全5歳児の生活・学習基盤を保障する幼保小の架け橋プログラムの推進等の幼児期からの学びの基盤づくりを進めていく」と説明されている<sup>8</sup>。



出所：令和3年第6回経済財政諮問会議 資料5<sup>9</sup>

8 内閣府 HP (令和3年第6回経済財政諮問会議 議事要旨)

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0514/agenda.html>)

9 内閣府 HP (令和3年第6回経済財政諮問会議 資料5)

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/index.html>)

| 幼児教育スタートプランの実現   |                            | 令和4年度要求・要望額<br>(前年度予算額) | 209億円 + 事項要求<br>48億円 |  |
|--|----------------------------|-------------------------|----------------------|---|
| <p>学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。</p>  |                            |                         |                      |   |
| <b>1 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進</b>  |                            | <b>5.5億円 (2.1億円)</b>    |                      |   |
| <p>幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における検証等を通じた開発・改善を行う。また、幼児教育人材の確保・資質能力の向上やデータの蓄積・活用を行い、幼保小の架け橋プログラムの推進の基盤を整備する。</p> |                            |                         |                      |   |
| 26   | ■ 幼保小の架け橋プログラム事業           | 2.0億円 (新規)              |                      |  |
|  | ■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業  | 0.6億円 (0.6億円)           |                      |   |
|  | ■ 幼児教育の理解・発展推進事業           | 0.3億円 (0.2億円)           |                      |   |
|  | ■ 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業 | 1.7億円 (1.2億円)           |                      |   |
|  | ■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究   | 0.8億円 (新規)              |                      |   |
| <b>2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援</b>  |                            | <b>4.2億円 (2.1億円)</b>    |                      |   |
| <p>地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの配置等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化する。</p>  |                            |                         |                      |   |
| ■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業   |                            | 4.2億円 (2.1億円)           |                      |   |
| <b>3 意欲ある施設の幼児教育の質を支える</b>   |                            | <b>200億円 (44億円)</b>     |                      |   |
| <p>新型コロナ対策、ICT環境整備、施設整備など、それぞれの園における日々の教育実践に必要な取組を支援する。</p>  |                            |                         |                      |   |
| ■ 教育支援体制整備事業費交付金   |                            | 29億円 (14億円) + 事項要求      |                      |   |
| ■ 私立幼稚園施設整備費   |                            | 13億円 (5億円) + 事項要求       |                      |   |
| ■ 認定こども園施設整備交付金  |                            | 157億円 (25億円) + 事項要求     |                      |   |

出所：文部科学省 令和4年度概算要求主要事項<sup>10</sup>

10 文部科学省 HP(令和4年度概算要求主要事項)

([https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt\\_kouhou02-000010167\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_kouhou02-000010167_6.pdf))

### (3) 幼保小の架け橋プログラムについて

国際的には、教育開始年齢の早期化が世界の潮流である中、幼児教育と小学校教育にしっかりと架け橋をかけていくための方策についての専門的見地からの議論の場として、2021年7月8日、『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』が設置された。

このプログラムは、前出の幼児教育スタートプランの中でも主要な政策の一つとみられる。

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会は、2021年12月15日現在、5回にわたって開催され、幼保小の架け橋プログラムのたたき台等について議論がなされているところである。

#### 幼保小の架け橋プログラム(たたき台)

※幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(第5回)配付資料(資料1-1)<sup>1)</sup>より一部を抜粋

| 現状の課題を踏まえた架け橋プログラムの必要性   |  |
|--|--|
| <p><b>【幼保小連携の成果と課題】</b></p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3要領・指針の整合性確保</li><li>・幼保小接続期の連携の手がかりとして「<u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u>」策定</li><li>・小学校との連携の取組を行っている園が約9割に上るなど、<u>取組が進展</u></li></ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園・保育所・認定こども園の<u>7～9割が小学校との連携に課題意識</u></li><li>・半数以上の園が行事の交流等にとどまり、<u>資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない</u></li><li>・「<u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u>」が到達目標と誤解され、<u>連携の手がかりとして十分機能していない</u></li><li>・<u>スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定され、理念が共通していない</u></li><li>・「<u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u>」だけでは、<u>具体的なカリキュラムの工夫や教育方法の改善方法がわからない</u></li><li>・小学校側の取組が、<u>教育方法の改善に踏み込まず学校探検等にとどまるケースが多い</u></li><li>・<u>施設類型の違いを越えた共通性が見えにくい</u></li><li>・<u>教育の質に関するデータに基づき幼児期・接続期の教育の質の保障を図っていくための基盤が弱い</u></li></ul> <p>→<b>接続期の学びや生活の基盤の育成に大きな影響</b></p> | <p><b>【架け橋プログラムのねらい】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○<u>幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムとスタートカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育(低学年)の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進</u></li><li>○<u>モデル地域での実践を踏まえ、3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及(例：手引きや教材等の開発)</u></li><li>○<u>接続期に保育者が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫が見える化し、家庭や地域にも普及</u></li><li>○<u>幼児期・接続期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進</u> 1</li></ul> |

## 架け橋プログラムの取組のイメージ

今後3か年程度を念頭に、モデル地域における先進事例の開発・実践と、全国的な架け橋期の教育の充実を並行して集中的に推進。

### 幼児教育推進体制等を通じた全国的な取組

- ・ 幼児教育推進体制のネットワークや、中央協議会、都道府県協議会等の機会を活用し、特別委員会の議論の成果や、議論をもとに作成された架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き（仮案）や参考資料等を普及。好事例を分析・展開。
- ・ 各自治体における架け橋期のカリキュラム・教育方法の充実・改善を促進
- ・ 幼保小の連携体制や、幼児教育推進体制（幼児教育センター、幼児教育アドバイザー）の設置を促進

### モデル地域における開発・実践

- ・ 文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用して開発・実践

※次ページ参照

## モデル地域における架け橋期のカリキュラム開発のイメージ

- ◆対象 5歳児～小学校1年生（架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮）
- ◆開発主体 モデル地域において、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、教育委員会、子育て担当部局、教師等養成や研修に関わる大学・団体、保護者や地域の関係者、有識者等から構成されるカリキュラム開発会議を構成
- ◆開発方法 カリキュラム開発会議において、中央教育審議会の議論をもとに作成された、架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き（仮案）や参考資料を活用しつつ開発  
モデル地域内の園・小学校において、架け橋期のカリキュラムを踏まえつつ教育課程・保育計画を編成・実施  
質保障の枠組み（国）からの指摘や、各園・小学校における実践の検証結果を踏まえ、架け橋期のカリキュラムを改善
- ◆開発内容 各園・小学校における教育課程・保育計画の編成の前提となる架け橋期のカリキュラム（接続期にふさわしい活動の在り方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育方法の改善の視点など）の開発  
架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発

## 6 おわりに

少子高齢社会を迎えた我が国が、社会基盤を維持し、更なる発展を成し遂げていくためには、将来を担う人材の育成に関する政策の実施は不可欠であり、本市においても、誰もが憧れる上質な都市の実現・維持に向け、積極的に取り組むべき課題である。

文部科学省においては、幼児期からの学びの基盤づくりに向け、架け橋プログラムの取組に関するモデル地域の選定やカリキュラムの開発、実践が行われる予定となっており、その動向には今後も注視していくことが必要である。

本調査が、今後の議員の調査研究の一助になれば幸いである。

政策調査レポート 令和4年(2022年)

令和4年(2022年)3月発行

熊本市議会 議会局政策調査課

熊本市中央区手取本町1番1号

TEL 096-328-2684

FAX 096-324-3284

熊本市議会ホームページ

<https://kumamoto-shigikai.jp>